

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第37号



新生活を迎えるにあたって 気をつけたい消費者トラブル

進学、就職、転勤などであわただしい時期ですが、中でも気をつけたい消費者トラブルについてご紹介します。

新聞

「勧誘に根負けして契約してしまった」「1年後からの契約をってしまった」などの相談が寄せられています。

勧誘を受けても購読の意思がなければきっぱり断りましょう。また、長期間の契約や、申込み後、数カ月・数年先から始まる購読契約（先付け契約）をする際は、よく考えて先の見通せる範囲で契約しましょう。

ネット通販

忙しい時期に便利なネット通販ですが、「思っていたものと違っていても返品できない」というトラブルが多発しています。注文前には、返品条件をよく確認してから申し込みましょう。

また、「商品が届かない」というトラブルもあります。注文前にショップの電話番号や代表者名、所在地を必ず確認し、支払方法が口座振込の前払いだけではなく、カード払いや代金引換など複数の方法が用意されているショップを選びましょう。

引っ越し

「家具に傷がついた」「荷物を失くされた」「当初の見積もりと料金が違う」などの相談が寄せられています。

トラブルが発生したら見積書等の書面を準備して、早急に引越業者に申し出ましょう。また、国土交通省が「トラブル未然防止のために定めたルールである「標準引越運送約款」に目を通しておきましょう。（消費生活センターでも配布しています。）

契約時の注意点

どのような契約においても、内容を十分に理解し、納得してから契約することが大切です。商品・サービスの契約に関してお困りの際は、消費生活センターにご相談ください。



相談事例紹介

賃貸住宅退去時トラブル

今月の相談

子供が3月末に賃貸アパートを退去する際に管理会社立ち会いのもとハウスクリーニング代やクロスの一部張替等の精算額が確定し敷金の中から相殺して支払う約束をしていた。後日、大家さんからクリーニングで汚れが落ちない鏡を交換する費用として1万5千円追加請求を受けたが払わないとしないか。

管理会社立ち会いのもとで確認し、回復内容と金額が書かれた「退去時原状回復確認書」を受け取り、納得した旨の確認欄に記名しており、その後の請求は口頭のみで確認できないことや、入居中に貸主に備品の不具合対応を依頼しても退去時まで未対応だったこと、クロス修理費用は入居後6年経過（残存価値1円）したが按分せずに応じられていること、鏡の請求額が新品価格と思われ原状回復の域を超えているように思えることなど借主側の意見をふまえて再度按分した納得のいく金額を相談したい旨を伝えてみるよう助言しました。その後、追加請求は取り下げられたとの報告を受け相談を終えました。

入居者（借主）と不動産会社、大家さん（貸主）間でのトラブルは以前から多い消費者トラブルです。国土交通省から「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が公表されていますので、一般的な基準として参考にされると良いと思います。トラブルを未然に防ぐには、入居時と退去時のセットで物件状況を借主・貸主双方の立ち会いで確認したり、契約書の修繕特約をチェックしておくことも大切です。

☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

道庁職員をかたる 不審電話にご注意を！！

あなたの名前
が〇〇の名簿
に載っています。



道庁安全課
の〇〇です。



NPO法人を紹介
します

道庁職員をかたる不審電話が 全道各地で複数確認されています

- 電話が来て、「あなたの名前が詐欺の名簿に載っている」などと言い、削除してほしいか確認してきます。
- 削除してほしいと答えると「代理人が必要」「NPO法人の代表者を紹介する」などと言われ、その後様々な架空の人物が登場します。
- 関係者を名乗る者から電話がきて、「名義を貸したことになっている」「違法行為である」「警察に逮捕される」などと言われます。

このように公的機関を名乗り、「個人情報削除してあげる」などと持ちかけてくる電話は典型的な詐欺の手口で、最終的に「弁護士費用」や「逮捕された社員の保釈金」などと言って、現金を要求されます。

このような電話があっても一切対応しないでください！！
また、行政機関や団体等を名乗る電話があっても個人情報は教えないようにしましょう！！

